

ふれまい

第53号



戸木かんこ踊り(津市戸木町)

2017.8



公益社団法人 津法人会

消費税の軽減税率制度が 実施されます!

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、税率引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることとなりました。

	平成31年10月1日以後	
	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

《軽減税率の対象品目》

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）をいい、外食等を除きます。

週2回以上発行される新聞

週2回以上発行される新聞とは、定期的に継続して購読することを契約しているもので、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する、週2回以上発行される新聞をいいます。

軽減税率制度に関する情報は

国税庁
ホームページ **消費税軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度実施に伴うレジの導入や
電子的受発注システム改修には支援制度があります。詳しくは、
軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp/>

残暑お見舞い申し上げます



会長 伊藤歳恭

副会長 鈴木秀昭

〃 中川千恵子

〃 辻正敏

〃 橋本幸司

〃 宮木康光

〃 菅内章夫

青年部会長 亀井隆典

女性部会長 廣田都

〔法人会の理念〕



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

●●● 津法人会のホームページアドレス ●●●
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>



ごあいさつ

公益社団法人津法人会

会長 伊 藤 歳 恭

公益社団法人津法人会会員の皆様におかれましては、
ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、法人会活動に深いご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年5月22日開催の理事会において、伝統ある公益社団法人津法人会の会長を拝命しました伊藤歳恭です。竹林前会長同様、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

諸先輩方が築かれた津法人会のバトンを引き継ぎ、リレー走者の一員として全力疾走をする所存でございます。微力ではございますが、一生懸命努力しますので、皆様のご理解とご協力をお願ひ申し上げます。

さて津法人会は、昭和29年の発足以来、事業意欲が旺盛で活発な活動を続けている法人会と認識しております。

「法人会の理念」に則り、決算説明会や改正税制セミナーなどによる税知識の普及はもとより、租税教育においては、女性部会の小学生を対象とした「税金クイズと親子映画会」や、青年部会の小学5年生を対象とした出前の租税教室等、地域の納税意識の高揚を目的とする事業でありますから、今後も引き続きお願ひしたいと思います。

昨今、世界経済が激しく変化する中、日本においては人口減少と高齢化が進んでおり、結果として事業所数（会員数）が減少し続けておりますが、法人会事業を継続、拡大するためにも、会員増強が一番の課題だと考えております。それ以外の課題も含め、本会はもちろん、青年部会、女性部会、支部の皆様と情報交換・情報共有を行って参りたく、一層のご支援とご協力をお願ひ申し上げます。

末筆ながら、会員企業様のますますのご繁栄と会員様のご健勝をご祈念申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。



退任ご挨拶

公益社団法人津法人会

前会長 竹林武一

皆さん こんにちは！

平成29年5月22日第5回通常総会の終了をもって、会長を退任させていただきました。

平成17年5月に会長を拝命し、12年間、公益社団法人津法人会会長職を、また平成25年から4年間、一般社団法人三重県法人会連合会会長職を歴任させていただきました。

その間、副会長をはじめ多くの役員、会員の皆様方のご高配、ご協力を賜り、大変楽しく、有意義に活動できましたこと 本当にお世話になり厚く、厚くお礼申し上げます。

振り返りますと 大きな思い出、小さな思い出 たくさんありますが 本会、青年部会、女性部会を通じて、皆さんとの「出会いのひとつ、ひとつ」が最も大切な思い出であり、宝物であります。

出来事としては、平成24年度に公益社団に移行したことは一つの転換期がありました。

次に津法人会レベルの大きな法人会が、大型役員保障加入率100%達成し、全国トップになったことは誇れる思い出かなと思います。

安心して、第8代会長 伊藤歳恭さんにバトンを渡します。引き続き、新会長を中心に役員各位一致団結いただき、さらに大きく羽ばたいていただきたいと存じます。

最後になりますが、津法人会の更なる発展と会員皆様方のますますのご隆盛とご健勝を祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。





ごあいさつ

津税務署長 飯田 敏博

7月の定期異動により、津税務署長を拝命しました飯田でございます。

公益社団法人 津法人会の皆様方におかれましては、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

前任は、名古屋国税局 調査部 広域情報管理課の課長で、大規模法人の調査等に携わっておりました。

津税務署での勤務は初めてとなります、三重県での勤務は、過去に尾鷲署で総務課長、四日市署で副署長の勤務があり、今回、三重県の中心である当地に勤務する機会を得ましたことを大変光栄に思うとともに、感慨深いものがあります。

どうか、よろしくお願ひをいたします。

さて、貴会におかれましては、税の啓発活動をはじめ会員のニーズを捉えた研修会の開催など幅広い充実した活動を活発に実施され、内外から高い評価を受けておられると承っており、皆様方を大変心強く感じております。

貴会の今日のご発展も、歴代会長をはじめ役員の皆様方の優れた指導と、会員の皆様の熱意溢れる意識の下、積極的に事業活動を展開されてこられたご努力の賜物と心より敬意を表しますとともに、引き続き活発な活動を展開されることを期待いたします。

私どもとしても、会活動の更なる充実について、皆様とは十分な意思疎通を図りながら、従来以上に連携・協調を図っていくためできる限りの協力をさせていただく所存であります。

ところで、昨今の税務行政を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、私どもといたしましては、使命であります納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現していくために、税の良き理解者である貴会の皆様のお力添えが必要不可欠であると考えており、引き続きのご理解とご協力を真にお願いいたします。

特に、消費税に関しまして、ご承知のとおり、税率の10%への引上げ及び軽減税率制度が、平成31年10月に実施されることとされています。

私どもといたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様に制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていたがるよう関係省庁や関係民間団体の皆様と緊密に連携を図りながら、着実な制度の広報・周知や丁寧な相談体制に取り組んでまいります。

皆様にも、広報・周知に御協力いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

また、機会あるごとに、お願いをしておりますe-Taxの一層の普及及び定着につきまして、導入から10年余が過ぎましたが、私どもも引き続き税務行政の運営の重要課題として認識しており、貴会の皆様には、これまでの取組みに心より感謝申し上げるとともに、今後とも一層のご支援を賜りますようあわせてお願いをいたします。

お願ひばかりで恐縮ですが、終わりに、貴会の益々のご発展と、役員並びに会員の皆様方のご健勝、事業の益々のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます

津税務署



署長 飯田 敏博氏



筆頭副署長 黒田 肇氏



副署長 小池 一彰氏



筆頭特別国税調査官 天池 吉彦氏



特別国税調査官 丸橋 孝二氏



法人課 税
第一統括官 山澤 満久氏



法人課 税
第二統括官 中野 弘氏



法人課 税
第三統括官 森本 真氏



法人課 税
連絡調整官 堀田 茂能氏

津税務署(新)幹部プロフィール

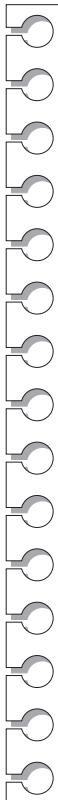
- ① 出身地
- ② 前任署
- ③ 津税務署への勤務と津の印象
- ④ 法人会員へ一言
- ⑤ 法人会への要望
- ⑥ 趣味・モットー



◎ 署長

飯田 敏博 氏

- ① 愛知県名古屋市
- ② 名古屋国税局 調査部 広域情報管理課
- ③ 三重県の県庁所在地署であり、津署は初めての勤務ということもあり身の引き締まる思いです。余暇などもを利用して、管内地域の魅力と伝統に触れていきたいと思います。
- ④ 会員の皆様には、法人会活動を通じ税務行政に対して、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
- ⑤ 税務行政の良き理解者として、引き続き魅力ある活発な活動と組織力強化のための会員増強を期待しています。
- ⑥ 趣味といえるものはありませんが、土日のどちらかは妻と二人で色々な所へ出掛けています。
モットーは、自分らしく自然体。



◎ 副署長

小池 一彰 氏

- ① 愛知県蒲郡市
- ② 名古屋国税局 課税二部 法人課税課 課長補佐
- ③ 津税務署の勤務は初めてですが、三重県の勤務は鈴鹿署、桑名署に続いて3署目になります。
津市は三重県の県庁所在地として行政の中心であり、歴史ある落ち着いた街という印象を持っています。
- ④ 法人会の皆様には、ご多忙の中、租税教室や税金クイズなどを通じた税知識の普及活動を中心に税務行政の円滑な運営に多大なご協力をいただきしております、本当にありがとうございます。
- ⑤ 引き続き、活発な会活動を推進していただくとともに、税務行政に対するご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。
- ⑥ これといった趣味はありませんが、今後はウォーキングやサイクリングで運動不足を解消したいと思っています。
モットーは、以前に仕えた上司から教えられた「和顔愛語」と「至誠通天」です。



◎ 特別国税調査官

丸 橋 孝 二 氏

- ① 三重県亀山市
- ② 津税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
- ③ 津税務署勤務は3年目です。
三重県の中心地でありながら、落ち着いた街と海、山に囲まれた自然豊かな住みやすい所であると感じられます。
- ④ 日頃の税務行政に対してご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。
- ⑤ 税務知識の普及と納税意識の向上に向けた活動をお願いします。
- ⑥ 趣味は、ポタリング（小径折りたたみ自転車での小旅行）です。
モットーは、何事にも一生懸命に取り組むことに心掛けています。



◎ 法人課税第一部門統括国税調査官 山 澤 満 久 氏

- ① 出身は、三重県津市です。
- ② 名古屋中村署 法人第一統括官
- ③ 29年ぶり2回目の勤務となります。津在住のため、特に印象はありませんが、昔に比べ、津の街が寂しくなってきているのは肌で感じているところです。
- ④⑤ 法人会は、組織強化が命題となっています。会員の増強のためには、会活動を活性化させ、内容も充実したものとするなど魅力ある会づくりが必要で、そのためにできる限りのバックアップをさせていただきたいと考えています。
- ⑥ 好きな言葉、よく若い人に言う言葉は「その道に入らんと思ふ心こそ、我が身ながらの師匠なりけり」。利休道歌の一つです。また、仕事に際しては、「気力・体力・迫力・スピード」を念頭に取り組んでいます。



◎ 法人課税第二部門統括国税調査官 中 野 弘 氏

- ① 名古屋市港区（現在は、愛知県海部郡在住）
- ② 四日市税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官
- ③ 三重県での勤務は、四日市税務署に続いて2か所目となります。自然と調和した落ち着いた雰囲気の街という印象です。
- ④ 税務行政に対しまして、日頃からご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
- ⑤ 今後とも税務行政の良き理解者としてご協力を賜りますようお願い申しあげます。
- ⑥ 趣味は硬式テニスです。土・日曜日の午前中に仲間と楽しんでいます。
「向上心」をモットーに前向きに取り組んでいきたいと思います。

第5回 通常総会

公益社団法人津法人会の第5回通常総会は、5月22日(月)津都ホテルに於いて、津税務署長様をはじめ多数の来賓のご臨席を賜り開催され、鈴木秀昭副会長の「開会の辞」で始まり、来賓紹介、会長挨拶のあと 竹林武一會長を議長に選出し、議事に入りました。

第1号議案「平成28年度収支決算報告承認の件(監査報告)」について事務局から説明があり、議場に諮り満場一致で承認、続いて第2号議案「任期満了に伴う役員選任承認の件」、第3号議案「専務理事登用承認の件」について議場に諮り満場一致で承認されました。次に「平成28年度事業報告」「平成29年度事業計画」「平成29年度収支予算」について報告がされました。

また優秀経理担当表彰として7名の方に竹林会長から表彰状と記念品が贈呈されました。ご来賓を代表して津税務署長 川村俊明様、三重県津総合県税事務所長 高山良博様、津市税務・財務担当理事 森 孝之様からお祝辞を賜り、中川千恵子副会長の「閉会の辞」をもって終了しました。

引き続き 記念講演として亞細亞大学教授 後藤康浩氏をお招きし、「世界経済の混乱と日本企業の新たなるグローバル戦略」と題して講演を行いました。



記念講演

『世界経済の混乱と日本企業の 新たなグローバル戦略』

講師 亞細亞大学教授 後藤 康浩 様



<表彰>



〔優秀経理担当者表彰〕

〔順不同・敬称略〕

氏名	会社名	氏名	会社名
蟻戸多恵	株式会社山口商会	清水裕一郎	中部電力株式会社三重支店
岩田秀美	株式会社ジャパンスポーツ運営	谷朋宏	学校法人高田学苑
奥山文子	三重県醤油味噌工業協同組合	横井幹子	株式会社ヒラマツ
川合浩子	久居運送株式会社		

平成29年度事業計画

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

● 基本方針 ●

公益社団法人津法人会は、定款の目的に則り健全な公益団体として、組織・財政基盤の確立に努めつつ、税務当局をはじめ関係民間団体との協調のもとに納税意識の向上に努めるとともに、よき経営者を目指す者の団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、これを通じて税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献します。

また、公益法人制度改革の関連法を踏まえ、法人会の一層の公益性・透明性を確保し、安定的な財政基盤、活力ある組織を目指し、積極的に事業活動を展開し法人運営の適正化を図ります。

現在法人会が直面している問題として、組織の維持及び財政基盤の確立のため会員増強が有ります。また本会において従来から法人会の目的を遂行するため様々な事業に積極的に取り組んできましたが、簡保手数料の減少により従来通りの事業運営は困難となりつつあります。

その結果、従来から実施されてきた事業全般を見直すとともに、信頼される法人会として①社会貢献活動及び魅力ある研修活動の展開 ②極めて公益性の高い事業の充実 ③組織・財政の充実強化に努めたいと存じます。

平成29年度の事業計画は次のとおりです。

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図る為の事業（公1）

【事業の趣旨】

本会は名古屋国税局より社団法人の許可を受け、創設以来今日に至るまで、税に関する研修会や説明会、税情報の発信などの事業を行なうことで税知識の普及に努め、税に関する各種コンクールや租税教室、租税教育活動等の事業を行なうことで、納税意識の高揚に努め、また、税制・税務に関する提言等の事業を行なう。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

【事業の内容】

(1) 税知識の普及を目的とする事業

① 税務研修会

時宜に合わせて税制改正、法人税の申告や確定申告・年末調整の解説など正しい税知識の普及に関して、本会、支部、青年部会、女性部会がそれぞれ企画し、津税務署の担当官や税理士等の税の専門家による研修会やセミナー、説明会を開催する。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

〔本会〕

(イ) 税制改正セミナー

津商工会議所と共に税制改正に関する説明会を開催する。

(ロ) 改正税法説明会

津税務署法人課税担当官が講師になり改正税法の説明会を開催する。

〔支部〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

〔青年部会〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

〔女性部会〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

② 決算法人説明会

各決算月の法人を対象に、決算や税務申告の留意点について説明会を開催する。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

③ 新設法人説明会

津税務署管内に新しく設立された全法人を対象に、事業の開始に際しての法人税法の留意点・税務上必要な申請・届出等について説明会を津税務署と開催する。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

④ ホームページ及び広報誌による税情報の発信

本会のホームページでは、各種研修会、講演会の開催状況を掲載するとともに、税に関する情報等(改正税法等)を掲載する。

また、本会の広報誌「ふれあい」に津税務署、三重県津総合県税事務所、津市役所提供的税に関する情報、改正事項、連絡事項等を掲載する。

上記のような税情報の発信を通じて、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

本会は、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育活動を通じて納税意識の高揚に努める。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

① 夏休み親子映画会

女性部会が主管となり、津税務署管内の小学生の親子を対象にした税金クイズを行い税金の使途の説明を行なう。また多くの方に来場してもらうためにアニメ等の上映をあわせて行なう。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会が主管となり、津税務署管内の小学校高学年を対象として「税に関する絵はがきコンクール」を実施する。

応募作品の内容は、税に関する絵(税金で造られた建物・施設、税金で購入されている物品、税金で行われている仕事等)を絵はがきに書くことで、楽しみながら納税意識の高揚を図ることを目的とします。

③ 租税教室

青年部会が主管となり、津税務署管内の小学5年生を対象に10校程度を訪問し租税教育用DVDの上映や税金の使途等解説する。小学生が楽しみながら税の必要性や税を身近に感じるような納税意識の高揚を図る活動を行う。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

④ 「税を考える週間」広報活動

国税庁が毎年11月11日から11月17日までの間に行なう「税を考える週間」における行事の一環として、本会を含む津税務連絡協議会として「中・高校生の税に関する作文」「小・中学生の税に関する標語」「小学生の税に関する習字」の展示及び優秀作品への表彰を行なう。納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

⑤ 「税の広場」における租税教育活動

津祭り等地域イベントに際して、「税の広場」(津税務連絡協議会)として租税教育活動を行なう。本会は特に来場者に対して税金クイズを実施し、楽しみながら税の大切さを学んでもらうことで納税意識の高揚を図る活動を行なう。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄

与することを目的とします。

(6) 租税教育用下敷き等の配布活動

津税務署管内の小学5年生を対象に、国と津市の税金の使途を解説した下敷きや税に関するパンフレットを配布することで納税意識の高揚を図る活動を行なう。適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とします。

(3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

会員を中心して税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会を通じて全法連に上申します。税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっている。全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため国レベル、単位会（各法人会）レベルで関係機関等に対し要望している。本会では、法人会全国大会で発表された税制及び税務に関する提言を津税務署管内の国会議員、三重県、三重県議会、津市、津市議会に提出します。

また、全国青年の集い、全国女性フォーラム、青年部会連絡協議会、女性部会連絡協議会では、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するために情報交換、意見交換並びに議論を行なう。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（公2）

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げています。そして、平成8年度より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行なうこととなった。本会も、津税務署管内の地域企業の経営に役立つ簿記講座や研修会の開催を通じた「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し「地域社会への貢献を目的とする事業」を行なうことで、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とします。

【事業の内容】

(1) 地域企業の健全な発展に資する事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るために、その地域に存する地域企業が健全に発展し、納税や雇用機会を確保することが必要不可欠と言える。そのため、次の活動を行なうことで地域企業の健全な発展に貢献することを目的とします。

① 初級複式簿記講座

津税務署管内の全法人に対して、新たな経理担当者、新採用者を対象に具体例による複式簿記を学習し、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとする講座として津商工会議所と共に開催する。地域企業の健全な発展に貢献することを目的とします。

② 経営研修会

本会、支部、青年部会、女性部会単位で、環境関係、社会保険関係、法律関係、資金融資関係、健康関係及びモチベーションアップ関係等経営に役立つ項目について研修を企画・開催し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とします。

(2) 地域社会への貢献を目的とする事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域住民に対して、次のような事業を実施し地域社会への貢献を目的とします。

① 講演会及び研修会

毎年選定したテーマに基づき他で講演等の実績のある講師や専門家を招いて、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を行うことを通じて、地域社会への貢献を目的とします。

② 地域におけるボランティア活動

地域社会への貢献を目的として、地域住民が参加しやすいボランティア活動の場を提供します。具体的には、使用済みインクカートリッジの回収活動、古切手等の収集を女性部会の研修会等において実施

し、公益財団法人ジョイセフ（英文名称：JOICFP）を通じて、途上国の妊産婦や女性を守る活動に参加する機会を提供する。

II 収益事業等

1. 会員の福利厚生等に資する事業（収1）

(1) 保険事業

会員企業は、団体保険料による割安な保険料で加入することができます。

会員企業・経営者等に団体加入による優遇制度を利用した経営者大型総合保障制度、がん保険制度の加入を推進する。

(2) 貸倒保証制度の普及・推進

会員企業の取引先の法的な倒産もしくは遅延等の発生により売上債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする貸倒保証制度の普及・推進を行なう。

(3) 提携ローンの案内・周知

株式会社百五銀行（百五ビジネスローン）に借入を希望する会員企業が利用できる制度の案内・周知を行なう。

(4) 生活習慣病健診

会員企業の経営者、従業員、家族を対象として健康な日々を送るため、財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による生活習慣病健診を実施する。

2. 会員の交流に資するための事業（他1）

(1) 会員交流事業

① 情報交換会

本会及び各部会は、総会や理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行なうことを目的とします。

② 支部施設等見学会

支部ではバス等を利用して、施設等の見学会を行なう。車中では津税務署で借用したDVDの映写による納税意識の高揚を図るなど税に関する知識を深めるとともに、参加者の交流を深めることを目的とします。

③ 部会企業交流会

イ 青年部会

税務研修や経営研修等の終了後に参加者の一層の親交を深めることを目的とします。

ロ 女性部会

バス等を利用して、施設等の見学会を行なう。車中では税金クイズを行い、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的とします。

④ その他の事業

県連各委員会・専務理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等について他の単位会と協議を行い、目標実現に向け意思統一を行なうことを目的とします。

3. 会員増強事業

理事、支部役員、部会役員懇談会

本会の運営に携わっている役員、支部役員並びに部会役員等が当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行ない、目標実現に向け意思統一を行なうことを目的とします。

平成29年度 収支予算書(損益ベース)

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1	1,250	1,250	0
基本財産受取利息	2	1,250	1,250	0
受取会費	3	15,429,000	15,579,000	-150,000
正会員受取会費	4	15,400,000	15,550,000	-150,000
賛助会員受取会費	5	29,000	29,000	0
事業収益	6	4,470,000	4,750,000	-280,000
研修事業収益	7	500,000	980,000	-480,000
広報事業収益	8	120,000	120,000	0
福利厚生事業収益	9	550,000	550,000	0
会員親睦事業収益	10	3,300,000	3,100,000	200,000
受取補助金等	11	11,182,000	11,009,100	172,900
受取県連補助金	12	250,000	250,000	0
受取全法連助成金振替額	13	10,932,000	10,759,100	172,900
受取負担金	14	1,730,000	1,730,000	0
受取負担金	15	80,000	80,000	0
青年部会受取負担金	16	750,000	750,000	0
女性部会受取負担金	17	900,000	900,000	0
雑収益	18	301,000	152,000	149,000
受取利息	19	1,000	2,000	-1,000
雑収益	20	300,000	150,000	150,000
経常収益計	21	33,113,250	33,221,350	-108,100
(2) 経常費用				
事業費	22	28,697,000	28,938,000	-241,000
役員報酬	23	0	0	0
給料手当	24	7,290,000	7,290,000	0
臨時雇賃金	25	0	0	0
退職給付費用	26	27,000	27,000	0
福利厚生費	27	1,331,400	1,331,400	0
会議費	28	2,500,000	2,580,000	-80,000
旅費交通費	29	3,800,000	3,860,000	-60,000
通信運搬費	30	1,400,000	1,240,000	160,000
減価償却費	31	585,000	585,000	0
消耗品費	32	500,000	690,000	-190,000
修繕費	33	180,000	180,000	0
印刷製本費	34	3,000,000	2,900,000	100,000
燃料費	35	60,000	67,500	-7,500
水道光熱費	36	250,000	283,500	-33,500
賃借料	37	1,166,400	1,166,400	0
保険料	38	63,000	63,000	0
諸謝金	39	1,800,000	1,680,000	120,000
租税公課	40	13,500	13,500	0
支払負担金	41	960,000	960,000	0
委託費	42	350,000	350,000	0
会場費	43	1,400,000	1,650,000	-250,000
表彰費	44	41,000	41,000	0

リース料	45	1,170,000	1,170,000	0
事務所管理費	46	434,700	434,700	0
支払手数料	47	220,000	220,000	0
雜費	48	155,000	155,000	0
管理費	49	4,239,400	4,220,400	19,000
役員報酬	50	0	0	0
給料手当	51	810,000	810,000	0
臨時雇賃金	52	0	0	0
退職給付費用	53	3,000	3,000	0
福利厚生費	54	148,000	148,000	0
会議費	55	420,000	420,000	0
旅費交通費	56	40,000	40,000	0
通信運搬費	57	400,000	400,000	0
減価償却費	58	65,000	65,000	0
消耗品費	59	210,000	210,000	0
修繕費	60	20,000	20,000	0
印刷製本費	61	530,000	530,000	0
燃料費	62	7,000	7,500	-500
水道光熱費	63	30,000	31,500	-1,500
賃借料	64	129,600	129,600	0
保険料	65	7,000	7,000	0
諸謝金	66	20,000	20,000	0
租税公課	67	1,500	1,500	0
支払負担金	68	300,000	300,000	0
委託費	69	30,000	30,000	0
会場費	70	120,000	120,000	0
広告宣伝費	71	130,000	130,000	0
渉外慶弔費	72	60,000	60,000	0
表彰費	73	100,000	79,000	21,000
リース料	74	130,000	130,000	0
事務所管理費	75	48,300	48,300	0
支払手数料	76	460,000	460,000	0
雜費	77	20,000	20,000	0
経常費用計	78	32,936,400	33,158,400	-222,000
当期経常増減額	79	176,850	62,950	113,900
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	80	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	81	0	0	0
当期経常外増減額	82	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	83	176,850	62,950	113,900
法人税、住民税及び事業税	84	0	0	
当期一般正味財産増減額	85	176,850	62,950	113,900
一般正味財産期首残高	86	17,337,036	17,274,086	62,950
一般正味財産期末残高	87	17,513,886	17,337,036	176,850
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取全法連助成金	88	10,932,000	10,759,100	172,900
一般正味財産への振替額	89	-10,932,000	-10,759,100	-172,900
当期指定正味財産増減額	90	0	0	0
指定正味財産期首残高	91	0	0	0
指定正味財産期末残高	92	0	0	0
III 正味財産期末残高	93	17,513,886	17,337,036	176,850

平成29年度

税制改正のあらまし

(法人税関係抜すい)

1 中小企業経営強化税制の創設と中小企業投資促進税制の延長

(1) 中小企業経営強化税制の創設

中小企業者の投資を促し、サービス産業も含めた中小企業が行う生産性向上につながる設備投資を支援する観点から、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、新たに中小企業経営強化税制が創設されました。

本税制では、中小企業者等（※）が「生産性向上設備（A類型）」又は「収益力強化設備（B類型）」に該当する設備を取得等をして、指定事業の用に供した場合、即時償却又は税額控除のいずれかが選択適用できるようになります。また、上乗せ措置の対象設備であった機械装置、測定工具、検査工具、ソフトウェアに加え、器具備品や建物附属設備が追加されました。

なお、同税制の適用には中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

※ 中小企業者等とは、次の法人をいいます。

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

（注）経営力向上計画の認定を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経済産業局確認を受けて経営力向上計画を申請することが必要です。中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画の認定についてのご相談は、中小企業庁にお問い合わせください。

中小企業経営強化税制の概要

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	① 中小企業経営強化法の認定 ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上	① 中小企業経営強化法の認定 ② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	・機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） ・測定工具・検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内） ・ソフトウェア（70万円以上、販売開始5年以内）	・機械装置（160万円以上） ・工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	・即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人もしくは個人事業主は10%税額控除）の選択適用 ・税額控除については、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額との合計で、法人税額の20%が上限	

対象設備に追加された器具備品・建物附属設備の例

器具備品	建物附属設備
冷蔵陳列棚、ルームエアコン、サーバー、業務用冷蔵庫、介護浴槽、介護用アシストスーツ、ブレーキ・スピードテスター、三次元座標測定器(測定機器)、理美容機器など	エレベーター、空調設備、高圧受電設備など

(2) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が、機械装置等の対象設備を取得等をした場合に適用できる、中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されました。ただし、器具備品については、中小企業投資促進税制の対象設備から除外されます。なお、同税制は、前記(1)の中小企業経営強化法の認定を受けなくても適用することができます。

中小企業投資促進税制の概要

区分	資本金3,000万円以下の法人、個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超1億円以下の法人
特別償却	取得価額×30%	取得価額×30%
税額控除	取得価額×7%	対象外

対象となる設備の種類

対象設備	改正前	改正後
機械装置	1台160万円以上	
測定工具及び検査工具	1台120万円以上 又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数台合計120万円以上	
器具備品	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の電子計算機（複数台合計120万円以上） ・一定のデジタル複合機（1台120万円以上） 試験又は測定機器（1台30万円以上かつ複数台合計120万円以上） 	対象外
一定のソフトウェア	一のソフトウェア70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上	
貨物自動車	車両総重量3.5トン以上	
内航船舶	取得価額の75%が対象	

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

2 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されました。

法人税率

対象	本則税率	改正後
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%
	年800万円以下の所得金額	19%
		15%

適用時期

平成31年3月31日までに開始する事業年度に適用期限が延長されました。

3 中小企業向け租税特別措置の停止措置

財政基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度については、中小企業向けの租税特別措置の適用が停止されます。なお、対象となる措置は、租税特別措置法における中小企業向け優遇措置のみとなるため、欠損金の繰越控除や外形標準課税など、法人税法や地方税法に規定されている優遇措置については、停止措置の対象外となります。

主な中小企業向け租税特別措置

- ① 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）
- ② 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ③ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例（税率19%→15%）
- ④ 中小企業投資促進税制
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の特例等

※ なお、③～⑤については、平成31年3月31日以前に適用期限を迎えますが、今後の税制改正で適用期限が延長された場合、上記の要件に該当する企業は、租税特別措置の適用が停止される見込みです。

適用時期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用が停止されます。

4 研究開発税制の見直し

あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、研究開発税制の適用対象となる試験研究費の範囲について、これまでの製造業による研究開発に加え、収集したデータを分析・活用する新たなサービス開発（気象情報を分析した自然災害予測の通知サービス、センサーで農地の温度等を分析し農作業情報を配信する農業支援サービス、個人の健康データを分析し健康維持サポート情報を配信するヘルスケアサービスなど）に係る試験研究費が適用対象に追加されました。

また、「総額型」について、研究開発投資の一定割合を単純に減額する構造を見直し、試験研究費の増減割合に応じて税額控除率を6～14%（中小法人は12～17%）の範囲で変動する仕組みが導入されました。

このほか、上乗せ措置についても見直され、「試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）」を廃止し、「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）」の適用期限が2年間延長されました。

研究開発税制の見直し

		改正前	改正後
【総額型】	税額控除率	8～10% (中小法人12%)	試験研究費の増減に応じ、6～14% (中小法人12～17%) ※
	控除限度額	法人税額の25%	法人税額の25% 〔・中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合） ・試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ 【高水準型との選択】〕※
	対象となる試験研究	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明	これまでの試験研究に加え、収集したデータを分析・活用する新たなサービス開発を追加
【増加型】	税額控除率	試験研究費の増加に応じ5～30%	廃止
	控除限度額	法人税額の10%	
【高水準型】	税額控除率	(試験研究費割合一10%) × 20%	同左（2年延長）
	控除限度額	法人税額の10%	同左（2年延長）

※控除率10%超（中小法人は12%超）の部分は平成31年3月31日までの時限措置です。

適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5 | 所得拡大促進税制の見直し

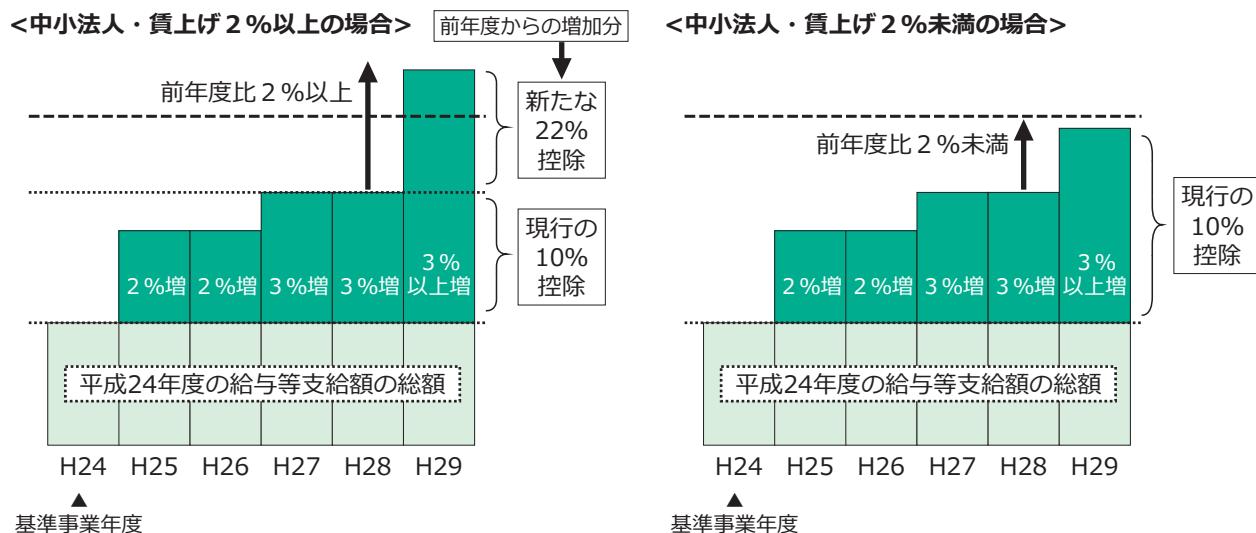
企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡充されました。

同税制は、基準事業年度(平成24年度)の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合などに、その一定割合を税額控除できる制度です。

今回の見直しでは、企業が前年度比で2%以上の賃上げを行った場合、現行の10%税額控除に加え、前年度からの増加額については、大法人は2%上乗せした12%税額控除(中小法人は12%上乗せした22%税額控除)が適用できるようになりました。また、賃上げ率が2%未満の場合、大法人については同税制の適用対象外となりましたが、中小法人については平均給与等支給額が前事業年度を上回れば、現行の10%税額控除が適用できます。

なお、同税制の適用に関して、給与等支給総額が平成24年度から一定以上増加していかなければならぬことや、給与等支給総額が前年度以上であることなどの適用要件について変更はありません。

所得拡大促進税制の概要



増加雇用者1人当たりの税額控除額

	賃上げ率2%以上 (平均給与等支給額が前事業年度比2%以上増加)	賃上げ率2%未満 (平均給与等支給額が前事業年度を上回る)
大法人 (資本金1億円超)	<ul style="list-style-type: none">平成24年度から前年度までの増加分は10%税額控除前年度からの増加分は12%税額控除	適用対象外
中小法人 (資本金1億円以下)	<ul style="list-style-type: none">平成24年度から前年度までの増加分は10%税額控除前年度からの増加分は22%税額控除	平成24年度からの増加分は10%税額控除

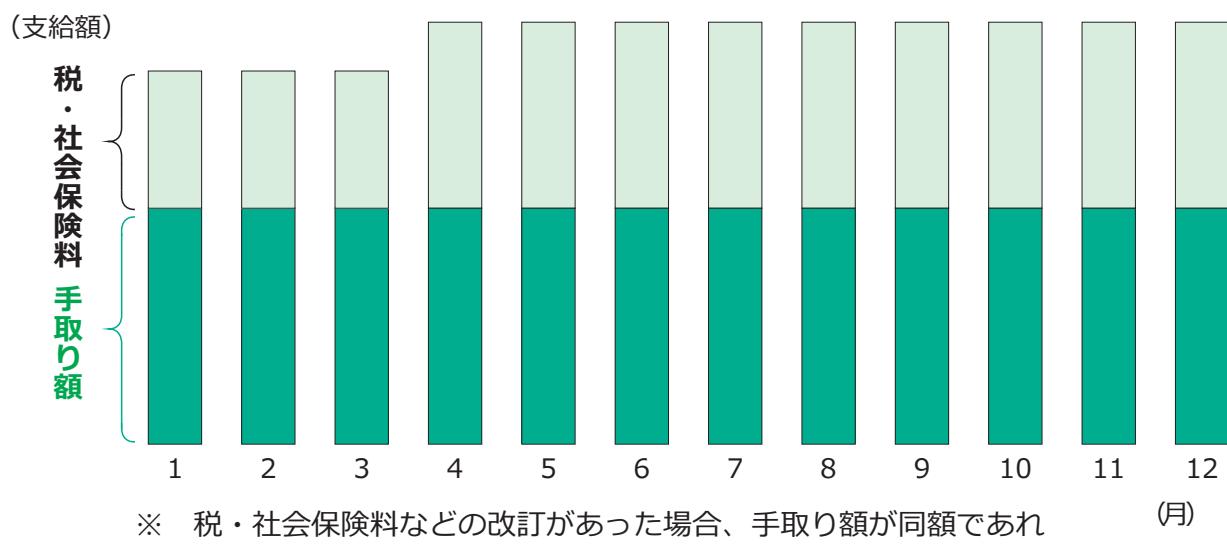
適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

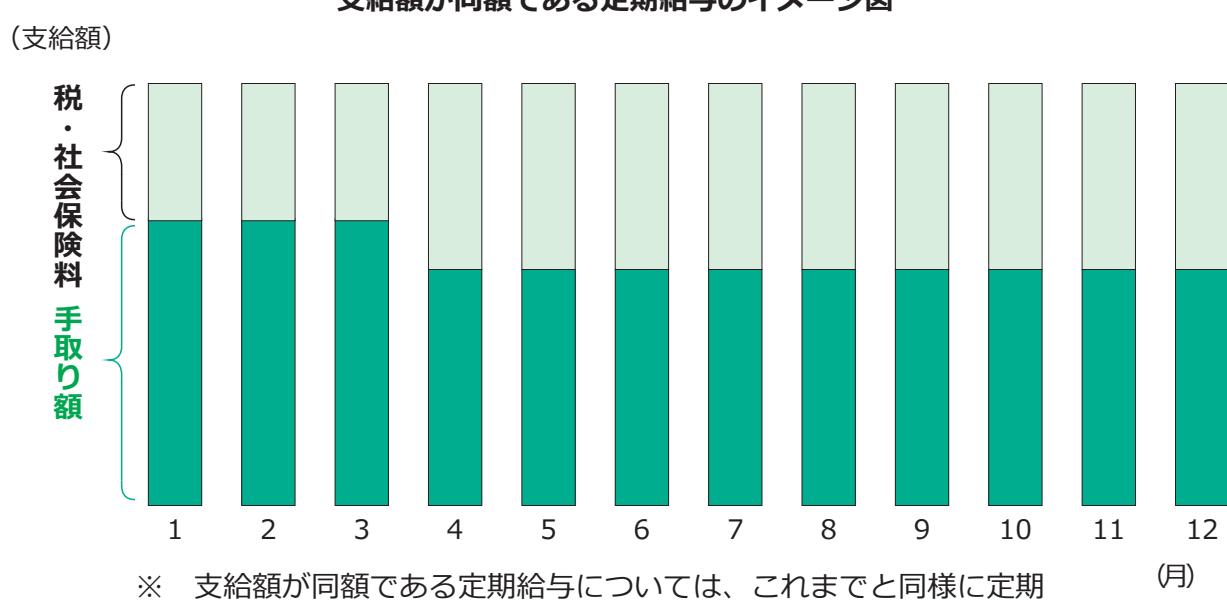
6 定期同額給与の範囲の拡充

役員給与のうち損金算入が認められている定期同額給与の範囲が拡充されました。これまで、定期同額給与として認められるものは、その事業年度の各支給額が同額である定期給与に限られていました。そのため、法令等の改正により期中に税や社会保険料に変更があった場合、手取り額に増減が生じないよう支給額を変更すると定期同額給与として認められませんでした。今回の見直しでは、定期同額給与の範囲に税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額(手取り額)が同額である定期給与が加えられました。

手取り額が同額である定期給与のイメージ図



支給額が同額である定期給与のイメージ図



適用時期

平成29年4月11日以後に支給等をする給与について適用されます。

技術、観光資源、農水産品等の地域の強みを活かして、地域経済を牽引する事業に必要な設備投資を後押しするため、地域未来投資促進税制が創設されました。企業が、新たに制定される地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に規定する促進区域内において、特定地域経済牽引事業施設等を新設又は増設をした場合、その施設等を構成する機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物を取得等をして承認地域経済牽引事業の用に供したときは、特別償却又は税額控除のいずれかが選択適用できます。

(注) 適用要件となる特定承認地域経済牽引事業は、承認地域経済牽引事業のうち、地域未来投資促進法第24条に規定する一定の基準に適合することについて国(所管省庁は経済産業省)の確認を受けたものとなります。

地域未来投資促進税制の概要

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置 器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
建物 建物附属設備 構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※ 対象資産の取得価額の合計が2,000万円以上の資産が対象で、税額控除は当期の法人税額の20%が上限となります。本税制の支援対象となる金額は100億円が限度となります。

適用時期

企業立地促進法の改正法の施行日から平成31年3月31日までの間に取得等をして一定の事業の用に供した場合に適用されます。

8 地方拠点強化税制の拡充

東京一極集中を是正し、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを加速するため、地方拠点強化税制が拡充されました。同税制では、地方において本社機能を拡充する拡充型と東京23区から地方に本社機能を移転する移転型があり、オフィス減税や雇用促進税制の特例について、それぞれ以下のような見直しが行われました。

なお、適用には「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定が必要となります。

(1) オフィス減税

オフィス減税は、認定地域で特定業務施設を取得等をして事業の用に供した場合、建物等の取得価額に対する特別償却（拡充型15%、移転型25%）又は税額控除のいずれかを選択適用できる制度ですが、今回の見直しで、建物等の取得価額に対する税額控除率は、引き続き、これまでの水準を維持することになりました。

オフィス減税の税額控除率

拡充型	建物等の取得価額×4%
移転型	建物等の取得価額×7%

(2) 雇用促進税制の特例

雇用促進税制の特例は、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業者等は2人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が受けられる制度です。地方での安定した良質な雇用を確保する観点から、地方における正社員の雇入れを促進するため、質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）に対する税額控除限度額が拡充されました。

増加雇用者1人当たりの税額控除額

区分	改正前	改正後
拡充型	雇用者増加率10%以上： 50万円 雇用者増加率10%未満： 20万円	①から③の合計額（雇用者増加率10%未満の場合） ① 無期雇用かつフルタイム：60万円（30万円） ② 無期雇用又はフルタイムでない雇用者の割合が4割超で、その超過相当部分：40万円（10万円） ③ ②以外の無期雇用又はフルタイム以外の新規雇用者：50万円（20万円）
	拡充型+30万円 (最大80万円)	拡充型+30万円 (最大90万円)

適用時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に都道府県知事の認定を受けた場合について適用されます。



とらえ方・考え方

金融商品仲介・資産形成・相続対策業務
株式会社 バリューアドバイザーズ

営業戦略部部長 渡 部 雄 介

TEL 059-253-1150

私は、大学卒業後 証券会社に入社したご縁で、三重県津市で仕事をする様になりました。全く知らない土地に移り住み、知り合いもいない中で仕事をする事に、期待感もありましたが、それ以上に不安もある中でのスタートとなりました。

その様な中で、支えになったのはお客様からかけて頂く「ありがとう」という言葉でした。

仕事柄、必ずしもお客様に喜んで頂き、感謝されるという事ではありません。お客様から厳しく叱責される時もありましたので、「ありがとう」と言って頂けることが、支えとなっていました。しかしある出来事を境にその叱責も支えになりました。

あるとき、何時もニコニコと「ありがとう」と言って頂いているお客様に、私のミスでご迷惑をおかけして、かなり厳しく叱責された事がありました。

あまりの厳しさと今までの笑顔とのギャップに、ただただ謝る事しか出来ず恥ずかしい話ですが、泣きそうになりました。その姿を見て、お客様が「私が何故怒るか分かるか。」と聞かれ、私は自分がミスをしたせいでご迷惑をおかけしてしまったからです。と答えました。ところがお客様は「そうじゃない。これは君の事を思っているからこそ、言っているのだよ。」と言われ、ハッとなりました。

すっかり忘れていましたが、幼い時から両親によく「言われるうちが花」「言われなくなったら終わり」と言われた事を思い出しました。

その人の事を思っているからこそ、変えた方が良い、成長して欲しいと思うからこそ、言いにくいくらい事も言うのであって、本当に何とも思っていない、嫌いだったら何も言わない。と言われたことをその時、思い出しました。

そのお客様のおかげで、今では「ありがとう」という言葉だけでなく、お客様から頂く叱責も、その時はかなり辛く泣きそうにもなりますが、私の支えになっております。

そのおかげもあり、現在は、当時、証券会社で得た経験を生かすだけでなく更に幅広い業務を行う事が出来るようになりました。どんな事も少し「とらえ方・考え方」を変えるとまた違ったモノが見えてくる、新しい気づきがあり、それは自分自身への支えとなり、成長への糧になるのだと思います。



これからの津駅西口に期待して

株式会社 アイケーディ

代表取締役 池田和司

TEL 059-225-7117

私は昭和44年生まれで、幼少の頃は津駅西口の護国神社前に住んでおりました。近くに偕楽公園、三重県立博物館（現在移転）、三重県立図書館（現在移転）などの施設があり、また護国神社は行事の際には多くの人が行き交う賑やかな地되었습니다。

昭和48年知事公舎跡地に機関車D51が設置される日に、機関車を積んだ大型トレーラーが23号線より県庁の坂を上がり、国鉄（現在JR）、近鉄を越える高架橋を渡って設置場所までの沿道は、多くの見物客で溢れかえっておりました。機関車が設置されてからは機関車目当てに多くの見物客が訪れ、偕楽公園、博物館、図書館共にさらに賑わいを創出しておりました。当時は人がたくさんいて本当に賑やかでした。

昭和51年に引っ越し、さらに大学進学で三重県から離れ、そのまま就職をしたことで、しばらく津駅西口から離れておりました。平成10年家業を継ぐために、津に戻りました。会社は津駅西口にあり、毎日この地で過ごしておりますが、この地を目的とした人たちで賑わったかつての面影はなく、三重県立博物館、三重県立図書館は移転し、建物だけが残されている状態です。また偕楽公園や機関車にも花見の時期以外、あまり人が寄らない地となっております。毎年7月終わりに、津駅西口周辺に太鼓の音が鳴り響く護国神社の夏の風物詩『みたま祭』もかつての賑わいはなく、また周辺の建物も古く、空室が目立ち、朝夕の社会人、学生の通勤通学に使うだけの通り道でしかないというさみしい地となっております。

護国神社の前にあった自社の建物も設備等の老朽化でお客様のニーズに応えられない状態で空室が多く、また建物の耐震面における安全性を考え、解体し更地にする決意をしましたが、心の中では『さみしくしてしまうなぁ、なんかしないとなぁ』と考えておりました。そんな時たまたま縁があって、運営は別ですが、解体した跡地にホテル事業の計画をいただきました。そして現在、建築に至っております。また平成29年5月、三重県とNHK津放送局が、津放送会館の三重県立博物館敷地へ移転に伴う基本合意を締結したという記者発表もありました。

これら新しい用途の違う建物による相乗効果が、古い施設とうまく融合し、かつ周りに波及することによって新たな街並みを形成し、多くの人を呼びかい、人の賑わいを取り戻すことで、津駅西口の街の活性化になればと大いに期待しております。



井村屋グループ株式会社

代表取締役副社長兼上席執行役員
中 島 伸 子

津市高茶屋七丁目1番1号
TEL 059-234-2131(代表)

Q1. 会社のお仕事（事業内容）は。ご創業はいつですか。

- ・井村屋グループは国内4社、中国3社、米国1社の合計8社を持つ食品会社です。
- ・創業1896年、設立1947年おかげ様で本年は創業120年、設立70周年の記念すべき年次となりました。

Q2. 社是とか会社のモットーはございますか。

- ・経営理念は「おいしい！の笑顔をつくる」です。
- ・モットーは人の真似をしない特色経営です。

Q3. 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

- ・時々には多くの悩みがありましたが、振りかえるとすべての経験は「宝」だったと思います。今は「辛苦は無に勝る」という言葉に納得しています。

Q4. これからの展望とか夢はございますか。

- ・人間力のある社員集団でありたい事と、「明日も行きたくなる会社」と社員が言える会社でありたい。また、尊敬するメンターに巡り合えた事は人として最高の幸せなので、今度は私も良いメンターをめざし、努力していきます。



井村屋グループ本社



新冷凍倉庫「アイアイタワー」

Q5. 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

- ・税制度を知り、税を納めて社会に貢献している意識は、国民として大切であり、法人会のご活躍から学ぶべき事がたくさんあります。益々のご活動をお願い致します。

Q6. お子様のころ、どのような将来に夢をお持ちでしたか。

- ・小さい時はインターポール（国際刑事）を夢みて、本気で体を鍛えていましたが、中学生から高校教師に変わりました。（だから体は丈夫です。）

Q7. 健康のために何かなさっていることは。

- ・笑顔を忘れない事と早足で歩く事を日常では心がけています。

Q8. ご趣味は何ですか。

- ・能面打ち（彫る）、水墨画、トレッキング



新商品の「煮あずき」

Q9. お好きな言葉とか 座右の銘とかございますか。

- ・「プラス一（いち）」・「感謝」

Q10. 何かPRされることはあることはございますか。

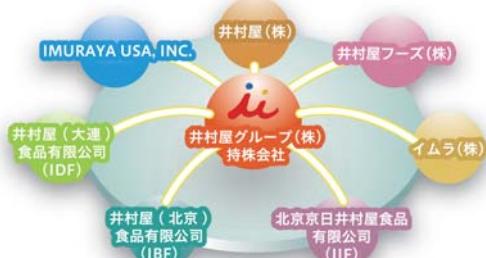
最後に何か一言ございませんか。

- ・井村屋グループが大事にしている「あずき」は健康にも良く、昔からお祝い行事食の要です。この食と行事の伝統文化が次の世代にも繋がるように皆様方のご支援をお願い致します。



長年愛されている「BOXあずきバー」

井村屋グループの持株会社制(HUB型経営)



社員食堂「アイアイラウンジ」



公益財団法人 石水博物館

前事務局長（現顧問）國府 尚直

津市垂水3032番地18
TEL 059-227-5677

石水博物館（正面）



川喜田半泥子「波和遊」



轆轤を引く半泥子

Q1. 会社のお仕事（事業内容）は… ご創業はいつですか。

博物館を運営しています。法人としての創業は1930年ですが、博物館としては1975年12月の博物館原簿登載の時をもって開館としています。

Q2. 社是とか会社のモットーはございますか。

財団法人でもあり、定款の目的とするところの「博物館運営を通じて、地方文化の向上と学芸の進歩に貢献」することを目指しています。



石水博物館（航空写真）

Q3. 今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

やはり博物館の移転新築と収蔵庫の耐震改修が最大の苦労であったと思います。



半泥子作 粉引茶碗 銘「雪の曙」

Q4. これから展望とか夢はございますか。

博物館移転新築の計画には、津市による当館が所在する「千歳山」の利用という構想も同時に存在しておりましたので、かかる構想に適い、実現に際してはその「売り」の一つとなって皆様に一層親しんで頂ける存在となることを期待しています。



歌川広重筆「東都大伝馬街繁栄之図」

Q5. 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

法人会会員の大多数は営利法人ですが、当館は公益法人の名が示すとおり非営利法人です。当館は収益事業を抱え、その収益での博物館運営を意図した法人ですので、

少しづつでも公益法人の税務会計が分かり易くなつていって欲しいと思っています。

Q6. お子様のころ、どのような将来に夢をお持ちでしたか。

私の周囲の大半が教員という家に生まれ育ち、単純に自分も教師になるのかとは思っていましたが、人生の大半を金融の世界に生きてきました。

Q7. 健康のために何かなさっていることは。

60歳を超えてから、「歩く」ということを心掛けてきましたが、若い頃の不摂生が祟り膝の状態も悪く、ここ1年程それも叶わず反省の日々というところです。

Q8. ご趣味は何ですか。

人生残り少なくなりますと気が短くなるように感じ、「ロジックパズル」に凝り、一呼吸おいて論理的な考え方をするように努めていますが、それが「理屈っぽい」とはならないよう自省する日々でもあります。

Q9. お好きな言葉とか、座右の銘とかござりますか。

「誠」という字が好きです。それは「如何に最善を尽くすか」を一文字で表していると思うからです。

Q10. 何かPRされることはございますか。

最後に何か一言ございませんか。

石水博物館は、心静かに楽しんで頂ける博物館を目指しております。伊勢商人「川喜田家」に伝わる、或いは関わる品々がベースになっていますが、勿論目玉は「川喜田半泥子」です。昨今テーマパーク化や観光資源として捉えられるがちの博物館ですが、地元の人々を筆頭にして、来館者へ「心の安らぎ」や「郷土という足元」を見直す機会を提供できる場を提供したいと考えています。



半泥子筆「常識茶會之圖」



石水博物館（ロビー）



半泥子作 伊賀水指 銘「欲袋」



石水博物館（二階展示室）



古伊賀水指 銘「鬼の首」(三重県指定文化財)
※作品は、いずれも当館所蔵です。

目で見る 法人会活動

●●●●● 第71回 東海法人会大会 ●●●●●

平成29年3月9日(木) (於) ホテル花水木

今年度は三重県連が主管となり、名古屋国税局管内の愛知・岐阜・三重・静岡県内の法人会から約400名が桑名に集まり、津法人会からは12名が参加しました。

式典では、東海法人会連合会会長として竹林三重県連会長が挨拶をし、三単位会から租税教室や会員増強などの研究発表がありました。



消費税軽減税率制度等説明会の御案内

津税務署主催による事業者を対象とした消費税の軽減税率制度等説明会を開催します。

説明会では、軽減税率制度の概要や制度対応に係る支援制度などをテーマとしておりますので、是非、御参加ください。

	開催日	開催時間	開催場所
①	10月16日(月)	14時から15時30分まで	津市河芸公民館 大ホール (津市河芸町浜田742)
②	10月17日(火)	10時から11時30分まで	津市河芸公民館 大ホール (津市河芸町浜田742)

※ ①②とも、同様の説明内容です。

※ 事前申込みは不要ですが、会場の収容人員の都合により御参加いただけない場合もございます。

【問合せ先】 津税務署 法人課税第1部門
TEL 059-228-3131 (内線613)

※ お問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って、「2」を選択してください。

目で見る 法人会活動

● ● ● 一般社団法人 三重県法人会連合会 第5回通常総会 ● ● ●

平成29年6月15日(木) (於) プラザ洞津



公益財団法人 全国法人会総連合の「功労者表彰規程」および一般社団法人 三重県法人会連合会の「役員表彰規程」により、今年は4名の方々が受賞されました。

● 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰 ●

【単位会功労者】



葉山俊郎 様
(常任理事・株葉山電器製作所)

● 一般社団法人 三重県法人会連合会会长表彰 ●

【役員功労】



伊藤俊哉 様
(常任理事・有美鶴)



辻原宣和 様
(常任理事・辻原織物(有))



山口久彦 様
(理事・株山口商会)

目で見る 法人会活動

● ● ● ● ● 研修委員会活動 ● ● ● ● ●

新春
講座

● 2月2日(木) (於) 津都ホテル ●

参加会員
90名

「サッカーから学んだこと！～後悔しないために～」



宮本ともみ氏

講師

学校法人高田学苑

理事長 高臣 文祥 氏

高田短大女子サッカー部

監督 宮本ともみ 氏

新春講演にふさわしく、「人間性が豊かで社会に貢献できる人材育成」との理念に基づき、宮本監督がサッカー人生から学ばれたことを丁寧にご講演いただきました。

● 7月3日(月) (於) 津商工会議所 ●

参加会員
29名



「初級複式簿記講座」

—— 津商工会議所と共催 ——

公認会計士

安井広伸 様

今年も津商工会議所と共に8月7日(月)まで計12回開催し、29名が受講されました。

● 7月13日(木) (於) 津都ホテル ●

参加会員
74名



「平成29年度税制改正セミナー」

—— 津商工会議所と共催 ——

税理士

中田健一 様

平成29年度税制改正について、詳しく解説いただき、74名が参加されました。

目で見る 法人会活動

● 厚生委員会 ●

● 会員親睦ボウリング大会 ●

8月3日(木) 18:00~ (於) 津グランドボウル

菅内章夫副会長、青山厚生委員長、亀井青年部会長の始球式でスタートし、今年は62名が、参加いただき、会員交流を図り、大いに楽しんでいただきました。



◆上位入賞者(2ゲーム合計スコア)◆
優勝 後久 昌司氏 (322)
準優勝 西村 功平氏 (292)
3位 駒田真美子氏 (292)



目で見る 法人会活動

● ● ● ● ● 支 部 研 修 会 ● ● ● ● ●

● 一志支部研修旅行 ● ● ● ● ●

参加会員
35名

1月11日(水) 大阪 今宮戎神社(十日戎)
ニフレル水族館・エキスポシティ

今年度は今宮戎神社（大阪）にて商売繁昌祈願を行い、今話題のエキスポシティにある「感性に触れる」ニフレル水族館と日本最大級の大型複合施設ららぽーとの視察見学をしました。

車中では、国税庁作成DVD「上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告手続」を受講しました。



● 久居支部研修旅行 ● ● ● ● ●

参加会員
34名

1月17日(火) 岡崎 一畑山薬師寺・ガン封じ無量寺
ラグーナフェスティバルマーケット

15, 16日の両日に三重県北勢部中心に大雪、積雪の状況でしたが、当日は晴天に恵まれ、一畑山薬師寺では厄落しお祓い、ガン封じの無量寺ではご住職に講話を設けていただきました。帰路にラグーナフェスティバルマーケットを視察見学しました。

車中では、国税庁作成DVD「上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告手続」を受講しました。



目で見る 法人会活動

● ● ● ● ● 支 部 研 修 会 ● ● ● ● ●

● 橋南・南郊支部合同研修旅行 ● ● ● ● ●

参加会員
21名

2月5日(日) 浜松 平成29年度NHK大河ドラマ
「おんな城主 直虎」ドラマ館

戦国時代に男の名で家督を継いだ「おんな城主 直虎」のドラマ館と井伊直虎の菩提寺「龍潭寺（りょうたんじ）」を視察、寺内の小堀遠州作による庭園は、四季折々の変化に富み魅了されました。

車中では、国税庁作成DVD「上場株式等の譲渡所得及び配当所得の申告手続」を受講しました。



★☆★ 今後の行事予定 ★☆★

日 程	行 事 内 容	場 所
9月5日(火) 14:00	平成29年度改正税法説明会	三重地方自治労働文化センター
9月13日(水) 13:30	研修会 「消費税の軽減税率制度」 「営業秘密侵害事犯への対処方法等」	三重地方自治労働文化センター 津税務署法人課税担当官 三重県警察本部生活安全部
9月20日(水)～21日(木)	生活習慣病検診	メッセウイング
10月8日(日)	「税のひろば」	津まつり会場
10月13日(金) 8:00	会員親睦ゴルフ大会	白山ビレッジゴルフ
10月14日(土) 13:30	女性部会講演会 「個人・組織・地域を活かす仕事術」 講師 大阪市立大学大学院准教授 永田 潤子氏	津都ホテル
11月7日(火) 8:00	出発 会員親睦研修旅行(浜松) 航空自衛隊基地・おんな城主直虎大河ドラマ館	
11月11日(土) 13:30 14:00	 絵はがきコンクール表彰式 全体研修会 「1000人にきいてわかった！雑談力の磨き方」 講師 日本テレビ政治部記者 小西 美穂氏	津都ホテル

租税教育活動

「第30回法人会全国青年の集い 北海道大会」における「租税教育活動プレゼンテーション」に我々津法人会青年部会は名古屋局連の代表として、総勢26名で参加して参りました。

この「租税教育活動プレゼンテーション」は全国11局連の代表が、前年度一年間において実施された租税教育活動の内容を10分間に纏めて発表するのですが、年々、プレゼンテーションの内容もプラスアップされ、非常に緊張感のある白熱した発表が繰り広げられています。

我々、津法人会青年部会も「出場するからには、最優秀賞を！」ということで、この一年半の間、プレゼンに向けて頑張って参りました。

プレゼンの内容は以下の通りです。

- ① 活動名称『津を盛り上げよう税！』
- ② 対象者『小学校5年生他保護者、津市民』
- ③ 参加人員『10校500名』
- ④ 活動発表内容

6年前から津市内の小学校5年生を対象に租税教室を実施してきましたが、津市教育委員会をはじめとする小学校関係者や受講者から非常に良い評価を頂いています。ところが、津法人会青年部会税制委員会が中心となって「一人でも多くの地域を担う若者を育てたい」という高い志をもって進めてきた事業ですが、津市民の皆様には殆ど認知されていないことが残念ながら明らかとなりました。そこで、昨年度からはこの租税教育活動の素晴らしさを広く知ってもらうべく、津市内の活性化のために日夜活動していくといいでいる団体（津まつり関連団体）の皆様に協業をお願いして、「津を盛り上げよう税！」を合言葉に租税教育活動に工夫を施しました。具体的には、一般社団法人津観光協会様の協力のもと、津のゆるキャラと租税教室のコラボレーションをおこない、租税教室をより印象深いものとすることができます。また協会の広報枠（マスコミ枠）を活用させて頂き、非常に効果的なPR活動が実施できました。これからも新しい租税教育活動スタイル「津を盛り上げよう税！」を継続して発展させていきます。

さて、上記内容を効果的に判りやすく、楽し

く伝えるために、株式会社ZTV様にご尽力頂き、10分間の「笑いあり、涙あり、感動あり、そして効果あり」のプレゼン用DVDを半年がかりで完成させました。出演頂いた皆様方、記録、編集に携わって頂いた実行委員会の皆様方に深く感謝致します。また、当日のプレゼンに備えて度重なる綿密なリハーサルをこなして頂いた一志委員長、津市観光協会角谷様、そして何度も編集頂いた株式会社ZTV制作部木村様には大変ご尽力頂き、素晴らしいプレゼンを実施することが出来ました。重ねて御礼申し上げます。

いよいよ、プレゼン当日となりました。各単会も午前中のリハーサルを終えていよいよ本番です。直前のリハーサルでの修正点、改善点も見事に反映されて、完璧なプレゼンテーションとなりました。また、シロモチ君も舞台上で見事にプレゼンを盛り上げてくれました。

プレゼンの翌日には、各発表単会毎に展示ブースが割当てられて活動内容展示が実施されます。こちらでも津市観光協会様のお力添えにより、非常に沢山の方に訪れて頂き、準備したグッズも午前中には無くなってしまうほど大盛況でした。

さて、午後にはいよいよ、結果発表です。最優秀賞1単会、優秀賞2単会が選出されるのですが、優秀賞2単会がコールされていますが、我々はまだ呼ばれていません。

「これは間違いないく最優秀賞！」と気合を込めて登壇する準備をしていたのですが、残念ながら最後まで「津法人会青年部会」の名が呼ばれるはありませんでした。

非常に期待していただけに、もの凄く残念で悔しい想いに駆られましたが、この想いよりもはるかに大きな「津法人会青年部会」一丸となって活動できた充実感、満足感が湧きあがって来ました。本当に素晴らしい一年半だったと思います。

我々の租税教育活動プレゼンテーションに対する挑戦はこれで終わりましたが、今回の経験を基にして、更に充実した租税教育活動を実施していければと思います。

「津を盛り上げよう税！」はこれからも続いていきます。

租税教育活動 「津を盛り上げよう税！」の記録

シロモチくんとのコラボ租税教室

しん坊くんとのコラボ租税教室

ケーブルテレビの取材を受ける租税教室に参加した小学生

高虎楽座にて PR

津市教育委員会へ下敷きを贈呈（石川教育長と山路部会長）

贈呈した下敷き

津まつり関連団体とのコラボ活動

一般社団法人 津市観光協会

- 「津のゆるキャラ」が租税教室に登場
- 観光協会各種イベントでの租税教育活動PR
- 観光協会広報誌での租税教育活動PR

津商工会議所青年部

- ジュニアエコノミーカレッジ事業での租税教室
- 津YEG広報誌での租税教育活動PR
- 保護者、一般市民の皆様への理解

公益社団法人 津青年会議所

- 小学生参加イベントでのタイアップ
- 津JC広報誌での租税教育活動PR
- 保護者、一般市民の皆様への理解



津市教育委員会・ 三重大学教育学部附属小学校 贈呈式

3月7日、授業の写真が入った下敷きと租税教育用冊子が市内の小学5年生全員に行き渡るよう、贈呈させていただきました。

我々青年部会が、小学5年生を対象に授業形式で租税教室を始めて6年になります。

贈呈式での話し合いでは、その活動の大切さを受講側・実施側が共に良く理解をしていることが良く分かりました。年々、租税教室の開催ご依頼も増加しており、今後もより良い租税教室実施の必要性を感じました。



▲ 津市教育委員会にて



◀ 附属小学校にて

女性部会 はぐるまコーナー



第1回
平成19年
8月21日(火)



映画会10

親子で少しでも税を知って頂きたいという発想から始まった映画会でしたが、10年間続けて下さった部会員の皆様の努力に感謝致します。

これからも益々喜ばれる活動を期待いたしております。



前部会長
紀平 悠子

第2回
平成20年
8月21日(木)



第3回
平成21年
8月19日(水)



映画会が
出来るまで

1



▲正副部長会議にて
どんな映画にしようか。



2 毎年8月1日、総文にて会場確保の抽選会。今年の抽選会は来年のため、映画会の準備は1年前から始まっています。

3



▶県文での事前
打ち合わせ。

◀役員会にて
承認を得る。

4



◀募集チラシ封入作業。
各教育事務所へ届ける。

5



第5回
平成23年
8月23日(火)

第4回
平成22年
8月18日(水)



38

年の歩み

前部会長、紀平さんの発案で始まった夏休み親子映画会。これからも続けていきたいと思っています。



部会長
廣田 都



第10回
平成28年
8月24日(水)



第9回
平成27年
8月4日(火)



第6回
平成24年
8月22日(水)



第7回
平成25年
8月23日(金)



6



▲当日、開演前に役割を確認。

7



▲e-Taxもコマーシャル…。

8



▲お待ちどうさま。
開場です。



9

▲会場内の様子。
満員の小さなお客様。

10



▲映画会も終わり、
お土産をもらって!
来年またね。

個人住民税における特別徴収について

平素は税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県と津市では、給与所得者の利便性を向上させるとともに、収入未済額の縮減につなげるため、平成21年度から連携して、給与所得者における個人住民税の特別徴収の推進に取り組んできました。

その結果、三重県では、平成28年度の給与所得者における個人住民税の特別徴収割合が、88.6%となりました。

また、津市は県内平均を大幅に上回り90.4%となりました。

これまでの、給与支払者（事業者）及び法人会をはじめとする各団体の皆様方には多大なご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今後も、納税者の利便性の向上や、税の公平性の確保及び納期限内納付を推進してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いします。

・三重県内の個人住民税の特別徴収割合

	年度	特別徴収の割合	全国又は 県内の平均	順位 ()内は1番目
三重県	28年度	88.6%	81.3%	全国4番目 (岡山県：89.7%)
	27年度	87.9%	79.0%	
	21年度	66.0%		
津市	28年度	90.4%	88.6%	県内5番目 (いなべ市：91.5%)

・お問い合わせ先

○ 制度の推進について

三重県津総合県税事務所

☎059-223-5023

○ 賦課・徴収について

津市政策財務部 市民税課

☎059-229-3130

● 事務局だより ●

1. 趣味のコーナー

俳句、短歌、川柳の投稿

- お題は自由です。

宛 先 広報委員会

応 募 FAX、ハガキでお願いします。

投稿はお1人様2首まで。住所、氏名、電話番号記載の上ご投稿下さい。

優秀作品は次回「ふれあい」に掲載させていただきます。

2. 表紙写真のご紹介

★戸木かんこ踊り

豊年を祝い五穀豊穫を願う踊りとして江戸時代から伝承されるもので、敏太神社の秋季例祭に奉納（現在では3年毎）され、津市指定の無形民俗文化財として戸木東・中・西組かんこ踊り保存会により継承されています。

頭に黒い羽根飾りを被り、長い柄の先端に白い紙を束ねた「しで」を背負った若者が、首から胸にさげた「鞆鼓」^{かっこ}と呼ばれる締め太鼓を叩きながら跳ねるように踊る姿は勇壮かつ幻想的で、夕闇せまる神社の森に法螺貝や太鼓の音が響き渡ります。

写真提供：北 出 正 之（百五銀行）

3. 諸変更に関するお願い

諸変更に関して、所定の用紙はございませんので、諸変更がございましたら、書面に変更内容をご記入、記名、捺印いただき、事務局までFAXもしくは郵送お願いします。

4. 委員会から

表紙写真について

ふれあい53号から写真のご提供者が北出正之氏に変更となりました。

津市内で行われます「まつり」をテーマにお願いをしておりますので、前任者同様、ご期待ください。

また 前任者 株式会社小林運輸 取締役会長 小林俊二氏には、平成22年から7年間、「滝シリーズ」のお写真を拝借させていただき、大変お世話になりました。委員会全員から厚くお礼申し上げます。

[発 行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館4階
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)

<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

[印 刷] 共立印刷株式会社

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

これからも
企業の繁栄を
サポートしつづける
経営者大型総合
保障制度です。

 Daido 大同生命保険株式会社

三重支社/三重県津市栄町1-840
TEL 059-226-1363

 AIU 損害保険株式会社
Member of AIG

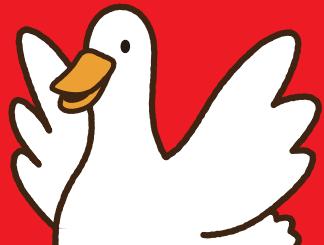
三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル2F)
TEL 059-229-1581

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の
しおり 約款を必ずご覧ください。

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで*
月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合

◎就労困難状態および商品内容の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

〈引受保険会社〉

 Aflac アフラック

三重支社 〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0047 8月4日